

令和4年2月21日

大阪府内医師会長 様
診療所・病院の会員 様

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

高齢者施設等への往診等、地域単位での往診体制の確保へのご協力について ～特措法第24条第9項に基づく要請～

平素は本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年1月13日付の本会通知において、自宅療養者の健康観察・診療体制の拡充等についてお願いした所です。

今般、大阪府知事より弊職宛、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく下記事項についての要請がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては事情をご賢察賜り、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応につきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より引用

1) 高齢者施設等への往診による抗体薬等の処方体制への協力について

高齢者施設等へ往診を行い、中和抗体薬又は経口抗ウイルス薬の投与が必要な患者への治療に協力いただくとともに、保健所及び医療機関間などの連携により、地域単位で往診体制が確保できるよう、ご協力をお願いします。

本件要請に応じ、高齢者施設等への往診にご協力いただける医療機関をリスト化し、保健所と共有させていただきますので、保健所より高齢者施設等への往診についての協力依頼があった場合はご対応くださいますようお願い申し上げます。参画いただける医療機関におかれては、以下ホームページにより詳細をご確認ください。

【ホームページ】

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_koureisha_yobou.html

2) 往診医療機関に対する各種支援制度等について

(1) 「高齢者施設等クラスター重点往診チーム」への支援事業（新規）

複数の陽性者が発生している高齢者施設等に対し、施設内での早期治療を促進するため、圏域単位で「高齢者施設等クラスター重点往診チーム」を設置し、往診体制の強化を図るとともに、重点往診チームの全体調整や施設への感染対策に関する助言等のため、府健康医療部内に「大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）」を設置します。

重点往診チームによる活動にご協力いただける場合は、「感染症対策支援課病院支援第一グループ電話：06-4397-3243（直通）」までお電話ください。

【制度の概要】

登録後初回の往診時300万円（準備経費相当1回限り）

※(2)及び(3)の協力金と重複して支給します。

※支援制度を含めた詳細は、整い次第、府ホームページに掲載。

(2) 高齢者施設等における重症化予防協力金

オミクロン株の感染急拡大による医療非常事態宣言期間における緊急支援事業として、令和4年2月9日以降に保健所からの依頼を受け、高齢者施設等への往診による重症化予防の治療にご協力いただける医療機関に対し、協力金を交付させていただきます。

なお、協力金の申請にあたっては、府への事前登録が必要となります。

【制度の概要】

登録後初回の往診時100万円（準備経費相当1回限り）

施設への往診1施設につき、30万円

※(3)の協力金と重複して支給します。

※府への事前登録を含めた協力金制度の詳細は、下記ホームページをご参照ください。

【ホームページ】（再掲載）

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_koureisha_yobou.html

(3) 令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金

自宅療養者等（高齢者施設等における療養者を含む）への往診又は訪問看護を行う医療機関等に対し、協力金を交付させていただきます。

【制度の概要】

自宅療養者等1人への往診1回あたり、往診15,100円、訪問看護8,280円

※自宅療養者等1人あたり、往診は4回、訪問看護は10回が上限

【ホームページ】

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_oushin.html

●問い合わせ先

- 「往診医療機関の登録」「支援制度」に関すること
感染症対策支援課病院支援第一グループ電話：06-4397-3243（直通）
- 「高齢者施設等クラスターへの支援」に関すること
感染症対策企画課個別事象対応グループ電話：06-6944-9157（直通）
- 「各地域における高齢者施設等への往診実施」に関すること
各管轄保健所にご連絡ください

【担当】

大阪府医師会地域医療1課